

5 交通安全の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和4年度 取組(事業実施)	担当部局	担当課
(1) 交通安全意識の向上				
5-1-1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進				
1	交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けていただくため、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達や年齢に応じた交通安全教育を行います。 また、高齢者自身の交通安全意識の向上に努めるとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発等を行うなど、高齢者が関与する事故防止対策を強化します。	関係機関と連携し、各私立学校へ交通安全に関する啓発資料の配布等を適宜行う。	総務部	私学・法人課
		交通事故死者数に占める高齢者の割合が依然として高い状況が続いているなど、高齢歩行者及び高齢運転者の交通事故対策が課題となっているため、引き続き県民に注意喚起を行っていく。	生活環境部	生活交通課
		発達段階に併せた交通安全への啓発資料（小・中学生向け安全ガイドブック）の普及を図り、交通安全意識を向上させる。	教育庁	健康教育課
		・子供の交通安全教育として、幼児や小学生には「横断の仕方や歩行者のルール」、「自転車利用時の交通ルール」を中心とした交通安全教室を、中学生や高校生には「自転車シミュレータ」や、スタントマンが交通事故を再現する「スケアード・ストレイト教育技法」を活用した交通教室を実施する。 ・高齢者の交通事故防止対策として、各種シミュレータを活用した交通安全教室や、自動車販売店協会等と連携した安全運転サポート車の体験乗車講習会のほか、ドライブレコーダーに記録された本人の運転映像を活用した運転指導などを実施する。	警察本部	交通企画課
5-1-2 住民参加と協働の推進				
2	交通安全意識の向上を図るため、行政、関係民間団体等が緊密な連携の下に施策を推進するとともに、地域における交通ボランティア等が主体となって身近なところから交通安全活動に取り組むなど、住民の参加・協働型の交通安全活動を推進します。	新型コロナ感染の状況を注視しつつ、地域の実情に応じ、地域住民と連携した交通安全活動を推進する。 各季の交通安全運動期間中における広報啓発、CM事業等を活用し、効果的な交通安全啓発活動を行っている。	生活環境部	生活交通課
		・交通安全意識の普及浸透を図るため、関係機関・団体と連携して交通事故防止の各種施策を推進するとともに、交通ボランティアが主体となって活動する等、住民の参加・協働型の交通安全活動を推進する。	警察本部	交通企画課
(2) 交通安全活動の充実				
5-2-1 民間団体等の主体的活動の推進				
3	交通安全を目的とする民間団体については、交通安全に必要な資料の提供を充実するなど、その主体的な活動を促進するとともに、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等に対して、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう、季節ごとの交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行います。	交通事故のあらまし、交通白書、交対協だより等を各種団体に送り、県内の交通情勢等について情報提供している。また、各季の交通安全運動を行う際、要綱やチラシを配布して運動に対する理解・協力を求めている。	生活環境部	生活交通課
		・交通安全を目的とする関係機関・団体に対して、交通安全チラシや交通安全に必要な資料を提供し、主体的な活動が出来るよう積極的に支援する。 ・関係機関・団体に対し、交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう、あらゆる機会を活用して働きかけを実施する。	警察本部	交通企画課

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和4年度 取組(事業実施)	担当部局	担当課
5-2-2 交通ボランティア活動支援				
4	地域に根ざした交通安全活動を展開する交通ボランティア団体との連携・協力を強化するとともに、学校周辺の通学路等でのパトロール活動、保護誘導活動の従事者や交通安全教育の指導者の育成に努めます。	交通安全母の会では、高齢者世帯への訪問活動や街頭啓発活動等により、直接高齢者に交通事故防止を呼びかけており、関係機関と連携しながら活動を推進する。	生活環境部	生活交通課
		・地域に根ざした交通安全活動を展開する関係機関・団体との連携強化を図るとともに、交通安全活動の従事者や交通安全教育指導者等の交通安全ボランティアの育成を推進する。	警察本部	交通企画課
5-2-3 交通規則遵守の推進				
5	令和2(2020)年6月の道路交通法改正により施行された、妨害運転(「あおり運転」)、著しい速度超過など、悪質性、危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。	悪質性、危険性の高い、妨害運転(「あおり運転」)、著しい速度超過などの違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。	警察本部	交通企画課
(3) 道路交通環境に配慮した交通安全対策の推進				
5-3-1 通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策				
6	各市町村が策定する通学路交通安全プログラムに基づき、学校関係者、警察、道路管理者が合同で点検を実施し、必要な交通安全対策を講じます。	・通学路交通安全プログラムに基づき、学校関係者、警察と合同点検を実施すると共に、プログラムに位置づけられた42箇所について対策事業を推進する。	土木部	道路整備課
5-3-2 事故分析による事故削減対策				
7	交通事故が多発している箇所について、道路環境を踏まえた事故分析を行い、国や市町村、関係機関と連携しながら、効果的な事故削減対策を講じます。	福島県道路環境整備技術調査委員会において、調査各市町村から報告のあった調査候補箇所26か所の中から緊急性、重要性の高い6か所について実施する。	生活環境部	生活交通課
		・福島県道路環境整備技術調査委員会により、事故多発地点の調査および対策検討を行う。	土木部	道路計画課 道路整備課
		・過去の交通事故発生状況をもとに四半期ごとに各警察署単位での事故分析を行い、交通事故が多発している箇所を抽出し、多発箇所周辺における街頭活動の強化、関係機関と連携した各種広報啓発活動によって、効果的な交通事故防止対策を実施する。 ・第5次社会資本整備重点計画(令和3~7年度)において、県内における事故危険箇所が28箇所指定されていることから、国、県、関係自治体及び管轄警察署と連携を図りながら事故削減対策の検討を行う。 ・福島県道路環境整備技術調査委員会において、令和4年度の県内における事故多発地点緊急対策事業箇所を6箇所選定したことから、県、関係自治体及び管轄警察署と連携を図りながら事故削減対策の検討を行う。 ・令和4、5年の2か年を対策期間として、各警察署ごとの交通事故防止対策が必要な重点対策交差点を選定し、交通規制の実施や見直し、道路管理者と連携した安全対策を推進する。	警察本部	交通企画課 交通規制課

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和4年度 取組(事業実施)	担当部局	担当課
5-3-3 地域の特性に応じた交通規制				
8	警察による面的低速度規制（ゾーン30）と道路管理者による凸型路面や狭さく、シケインなどの物理的デバイスを適切に組み合わせて実施する「ゾーン30プラス」の取組を推進します。	・生活道路における交通安全対策として、道路管理者と連携した「ゾーン30プラス」による実効性のある道路交通環境の整備を推進する。	警察本部	交通規制課
5-3-4 地域住民と連携した「人」優先の道路交通環境整備				
9	交通安全の確保は、道路利用者の生活、地域の経済、社会活動に密着した課題であることから、道路交通環境の整備に当たっては、地域住民や道路利用者の意見を踏まえるとともに、高齢者や子ども、障がい者を含む全ての人々にとって安全で安心できる「人」優先の考え方に基づき、地域の実情に応じた効果的・効率的な対策を推進します。	・歩行者の安全な通行に支障をきたしている52箇所で歩道を整備する事業を実施し、安全で円滑な交通に支障をきたしている13箇所で交差点を改良する事業を実施する。 ・公共施設、福祉施設、駅などを連結する歩道の段差解消や拡幅、障害物除去など歩道ネットワークを整備する事業を5箇所で実施する。	土木部	道路整備課
		・通学路等における関係機関との合同点検等を踏まえた交通規制の実施と交通安全施設等の整備を推進する。 ・良好な自転車交通秩序の実現のための対策として、普通自転車専用通行帯の整備、普通自転車歩道通行可規制の見直し、自転車に係るその他の交通規制の見直し等を推進する。	警察本部	交通規制課